

通信・放送事業者のみなさまへ

通信・放送事業者間での問題

# 無料・非公開の 相談・あっせんで 解決しませんか？

## 「電気通信紛争処理委員会」とは？

電気通信の分野において、多様化する問題（紛争）を迅速・公正に処理するための専門組織です。国会の同意を得て総務大臣から任命された法律・経済・会計・通信工学などの有識者5名によって構成され、通信・放送事業者間の問題に対し、公正・中立な立場から迅速に対応します。

※委員会の公正・中立性は専門の事務局を設けることで確保されています。

無料・非公開の相談やあっせんを通じて  
通信・放送事業者間での協定・契約等の  
協議が難航した場合に  
解決のお手伝いをします。



通信・放送事業者等の相談窓口のご案内

事業者専用相談窓口

TEL.03-5253-5500

[電話受付時間] 平日9:30~12:00/13:00~17:00

E-mail:soudan@ml.soumu.go.jp

電気通信紛争処理委員会ウェブサイト

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hunso/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/)



# 迅速な解決、本格的な紛争の回避を目的にご利用いただけます。

※相談やあっせんをご利用いただけるのは、通信・放送事業者等に限られます。



電気通信事業者

VS

電気通信事業者



- 電気通信設備の接続・共用に関する協定が調わないとき
- 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定が調わないとき
- 卸電気通信サービスの提供に関する契約が調わないとき
- 電気通信サービスの円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約の条件等についての協議が整わないとき



コンテンツ配信事業者等

VS

電気通信事業者



- コンテンツ配信事業等を営むに当たって利用すべき電気通信サービスの提供に関する契約の条件等について協議が調わないとき



ケーブルテレビ事業者等

VS

基幹放送事業者



- 地上基幹放送の再放送に係る同意に関する協議が調わないとき



無線局を開設・変更しようとする者

VS

他の無線局の免許人等



- 通信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約の締結について協議が調わないとき

## New! 【令和4年10月1日施行】



新たな認定開設者

VS

既存の無線局免許人等



- 既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置に関する契約の締結について協議が調わないとき

## 電気通信紛争処理委員会での流れ

あっせんの申請

あっせんの流れをご説明いたします。まずは相談窓口へご相談ください。

相手方への通知

相手方からの答弁書

あっせん委員の指名

あっせんの実施



問題解決!

協議による合意  
又はあっせん案受諾

